

## 相続税 R4 平成 30 年財産評価改正対応版 (Ver.18.10) の予定

2017 年 11 月 9 日に国税庁 Web ページに公開された「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(平成 30 年分以降用)」の様式変更等に対応した平成 30 年版プログラム「相続税 R4 平成 30 年 (Ver.18.10)」のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、平成 30 年 1 月 1 日以降に発生した相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価に使用していただけます。平成 30 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告には使用できません。平成 30 年分の相続税申告書の様式に対応したプログラム (Ver.18.20) は、2018 年 9 月初旬にリリースする予定です。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 発行プログラムと対象バージョン | 4. システムの対応内容 (予定) |
| 2. リリース時期 (予定)     | 5. バージョンアップ後の確認事項 |
| 3. 財産評価 改正の内容について  | 6. フォルダー構成        |

### 1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	バージョンアップ対象
相続税 R4 H30	Ver. 18. 10	Ver.17.10/17.11/17.20/.17.21 Ver17.30/17.3.e1

※Ver.18.10 へのバージョンアップ時にライセンス認証が必要になります。

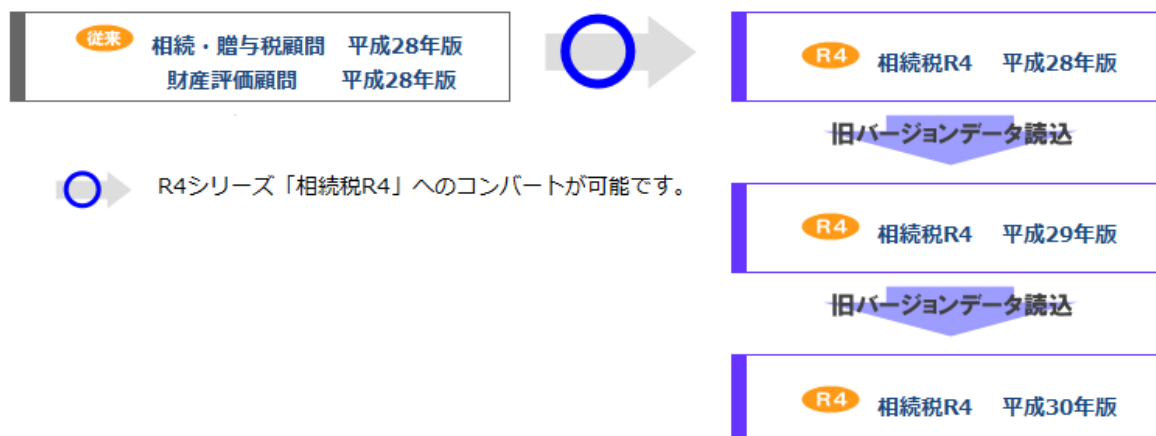
※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および 接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※相続税 R4 (Ver.17) のデータを Ver.18.1 で継続使用する場合は、「旧バージョンデータ読込」で移行します。旧バージョンデータ読込を行っても Ver.17 のデータは残ります。

※(旧製品) 相続・贈与税顧問、または財産評価顧問の平成 28 年版から相続税 R4 平成 30 年版へ、直接コンバートすることはできません。(旧製品) 相続・贈与税顧問、または財産評価顧問の平成 28 年版データを利用する場合は、以下の方法にて移行することが可能です。

- ①相続税 R4 平成 28 年版へコンバート
- ②平成 29 年版で「旧バージョンデータ読込」
- ③平成 30 年版で「旧バージョンデータ読込」  
(平成 29 年版、平成 30 年版の [データ選択] 画面に [コンバーター] ボタンは表示されません。)



## 2. リリース時期（予定）

### 2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2018年3月1日（木）

### 2-2. マイページのダウンロード公開

2018年3月1日（木）

### 2-3. CDオプション契約ご加入のお客様のCD送付開始日

- ・インターKX 相続税 R4 : 2018年3月12日（月）
- ・相続税顧問 R4 : 2018年3月12日（月）

## 3. 財産評価 改正の内容について

システムに関係する財産評価の主な改正の内容は、次のとおりです。  
平成 30 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈または贈与により取得した財産の評価に適用されます。

### 3-1. 「地積規模の大きな宅地の評価」の新設

これまでの「広大地の評価」は廃止され、「地積規模の大きな宅地の評価」が新設されました。

#### <地積規模の大きな宅地の評価の内容>

- ① 「地積規模の大きな宅地の評価」の適用対象となる宅地  
「地積規模の大きな宅地の評価」の対象となる宅地は、路線価地域においては、下記②のうち、普通商業・併用住宅地区および普通住宅地区に所在するものとなります。  
また、倍率地域においては、下記②のものとなります。
- ② 地積規模のおおきな宅地  
地積規模の大きな宅地とは、三大都市圏においては 500 m<sup>2</sup>以上の地積の宅地、三大都市圏以外の地域においては、1,000 m<sup>2</sup>以上の地積の宅地をいい、下記③に該当するものを除きます。
- ③ 地積規模の大きな宅地から除かれるもの  
次の(1)から(4)のいずれかに該当する宅地は、地積規模の大きな宅地から除かれます。
  - (1) 市街化調整区域（都市計画法第 34 条第 10 号又は第 11 号の規定に基づき宅地分譲に係る同法第 4 条((定義) 第 12 項に規定する開発行為を行うことができる区域を除く。)に所在する宅地
  - (2) 都市計画法第 8 条((地域地区)第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域に所在する宅地
  - (3) 容積率が 400%（東京都の特別区においては 300%）以上の地域に所在する宅地
  - (4) 評価通達 22-2 に定める大規模工場用地

#### 地積規模の大きな宅地の評価額

＝路線価×奥行価格補正率×不整形地補正率などの各種画地補正率×規模格差補正率×地積 (m<sup>2</sup>)

$$\text{規模格差補正率} = \frac{(A) \times (B) + (C)}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (A)}} \times 0.8$$

上の算式中の (B) 及び (C) は、地積規模の大きな宅地が所在する地域に応じ、それぞれ次に掲げる表の通り。

地区区分	三大都市圏に所在する宅地		三大都市圏以外の地域に所在する宅地	
	普通商業・併用住宅地区、普通住宅地区			
記号	(B)	(C)	(B)	(C)
地積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	0.95	25	—	—
1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	0.90	75	0.90	100
3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	0.85	225	0.85	250
5,000 m <sup>2</sup> 以上	0.80	475	0.80	500

- (注) 1.上記算式により計算した規格格差補正率は、小数点以下第2位未満を切り捨てる。  
 2.「三大都市圏」とは、次の地域をいう。  
 イ.首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条（定義）第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯  
 ロ.近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条（定義）第三項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域  
 ハ.中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条（定義）第3項に規定する都市整備区域

### 3-2. 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書の変更

「広大地の評価」の廃止、「地積規模の大きな宅地の評価」の新設に伴い、「土地及び土地の上に存する評価明細書（第1表）」、「土地及び土地の上に存する評価明細書（第2表）」の様式が変更になりました。

また、奥行価格補正率表の「普通商業・併用地区住宅地区」「普通住宅地区」の補正率が変更になりました。

#### 《参考》国税庁のホームページ

- ◆土地及び土地の上に存する評価明細書（平成30年分以降用）

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hyoka/annai/pdf/1470-5-4.pdf>

### 3-3. 取引相場のない株式の評価明細書の変更

従来、新株予約権付社債は、公社債の一種であるとして「株式及び出資」には含まれていませんでしたが、「株式及び出資」に加えることとなりました。

#### 《参考》国税庁のホームページ

- ◆取引相場のない株式（出資）の評価明細書（平成30年1月1日以降用）

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hyoka/901227/01\\_h30.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hyoka/901227/01_h30.pdf)

## 4. システムの対応内容（予定）

システムの主な対応内容は以下のとおりです。

### 4-1. 土地（路線価方式）の変更（改正対応）

平成30年1月1日以降用の「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）/（第2表）」の帳票変更に対応して、入力画面、印刷フォームなどを変更します。

帳票の主な変更点は次のとおりです。

#### <土地および土地の上に存する権利の評価明細書>

帳票	変更内容
第1表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欄外右上「平成三十年分以降用」に変更</li> <li>・「<b>6</b> 地積規模の大きな宅地」「<b>G</b>」欄が追加</li> <li>・「<b>7</b> 無道路地」「<b>H</b>」欄に変更</li> <li>・「<b>8</b> がけ地等を有する宅地」「<b>I</b>」欄に変更</li> <li>・「<b>9</b> 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地」「<b>J</b>」欄に変更</li> <li>・「<b>10</b> 私道」「<b>K</b>」欄に変更</li> <li>・「任意の自用地」「<b>K+</b>」欄に変更</li> <li>・「自用地の評価額」の「自用地1平方メートル当たりの価額（<b>A</b>から<b>K</b>までのうちの該当記号）」「<b>L</b>」欄に変更</li> <li>・欄外の「3 広大地を評価する場合には、（第2表）の「広大地の評価額」欄で計算してください。」の文言削除</li> </ul>

第2表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欄外右上「平成三十年分以降用」に変更</li> <li>・ 「広大地の評価額」「L」欄削除</li> <li>・ 「備考」欄に入力できる文字数増加</li> <li>・ 欄外の「2 広大地の評価額」と「セットバックを必要とする宅地の評価額」は重複して適用できません。」の文言削除</li> </ul>
-----	---

<不整形地補正率等及びがけ地補正率の計算明細書> (関東信越国税局旧様式)

変更内容
・ 【がけ地補正率等】欄の「評価明細書の8へ移記」に変更

<分割評価内訳明細書> (エプソン独自様式)

変更内容
・ K欄をL欄に変更

4-2. 土地(倍率方式)の変更(改正対応)

地積規模の大きな宅地の評価の改正に伴い入力画面、印刷フォームなどを変更します。  
この帳票は、エプソン独自の帳票です。

変更内容
・ 「広大地の評価額」欄削除し、地積規模の大きな宅地の計算に変更

4-3. 取引相場のない株式(出資)の評価明細書 変更帳票の対応(改正対応)

平成30年1月1日以降用の「取引相場のない株式の評価明細書の帳票変更に対応して、入力画面、印刷フォームなどを変更します。帳票の主な変更点は次のとおりです。

帳票	変更内容
第1表の1	・ 欄外右上「平成三十年一月一日以降用」に変更
第1表の2	・ 欄外右上「平成三十年一月一日以降用」に変更
第2表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欄外右上「平成三十年一月一日以降用」に変更</li> <li>・ 「2. 株式等保有特定会社」に変更</li> <li>・ 「7. 特定の評価会社の判定結果」欄の「2. 株式等保有特定会社」に変更</li> </ul>
第3表	・ 欄外右上「平成三十年一月一日以降用」に変更
第4表	・ 欄外右上「平成三十年一月一日以降用」に変更
第5表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欄外右上「平成三十年一月一日以降用」に変更</li> <li>・ 「株式等の価額の合計額」に変更</li> </ul>
第6表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欄外右上「平成三十年一月一日以降用」に変更</li> <li>・ 「1. 純資産価額方式等による価額」の「1株当たりの価額の計算」の「株式等保有特定会社の株式」に変更</li> </ul>
第7表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帳票タイトル 第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書 に変更</li> <li>・ 欄外右上「平成三十年一月一日以降用」に変更</li> <li>・ 「1. S<sub>1</sub>の金額」の「受取配当金等受割合の計算」、「受取配当金等の額」「受取配当金等受割合」に変更</li> <li>・ 「1. S<sub>1</sub>の金額」「B-bの金額」の「受取配当金等受割合」に変更</li> <li>・ 「1. S<sub>1</sub>の金額」「(イ)の金額」の「直前期末の株式等の合計額」に変更</li> <li>・ 「1. S<sub>1</sub>の金額」「(ロ)の金額」の「受取配当金等受割合(ハ)」に変更</li> </ul>

第 8 表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帳票タイトル 第 8 表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書 (続) に変更</li> <li>・ 欄外右上「平成三十年一月一日以降用」に変更</li> <li>・ 「1. S<sub>1</sub>の金額」「純資産価額 (相続税評価額) の修正計算」の「課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第 5 表の(イ)の金額)」「株式等の帳簿価額の合計額 (第 5 表のロ+ (ニ-ホ) の金額) (注)」、 「(注) 第 5 表のニ及びホの金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。」に変更</li> <li>・ 「2. S<sub>2</sub>の金額」「課税時期現在の株式等の価額の合計額 (第 5 表の(イ)の金額)」、「株式等の帳簿価額の合計額 (第 5 表の(ロ) + (ニ) - (ホ)) の金額 (注)」「株式等に係る評価差額に相当する金額 (⑱ - ⑲)」、「(注) 第 5 表のニ及びホの金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。」に変更</li> <li>・ 「3. 株式等保有特定会社の株式の価額」「株式等保有特定会社の株式の価額 ( (25) と (26) とのいずれか低い方の金額) に変更</li> </ul>
-------	--

## 5. バージョンアップ後の確認事項

### 5-1. 旧バージョンデータ読み込みの実行

平成 29 年版 (Ver.17) で作成した平成 30 年用のデータを平成 30 年版 (Ver.18.1) で継続使用する場合は、旧バージョンデータ読み込みを実行します。

- ・ [データ選択] → [旧データ読み込み] ボタン
- ・ [保守] タブ → [旧バージョンデータ読み込み]
- ・ [ファイル] → [旧バージョンデータ読み込み]

旧バージョンデータ読み込みを実行しても、平成 29 年版のデータはそのまま残ります。

## 6. フォルダー構成

### ■ データベース

```

¥
└─ R4_RDB ..... データベース格納フォルダー
    └─ sozoku_6..... 相続税 R4 Ver.18 データフォルダー

```

### ■ プログラム

```

¥
└─ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))
    └─ Epson
        └─ R4
            └─ sozoku_6..... 相続税 R4 Ver.18 プログラム格納フォルダー

```

以上、よろしくお願ひします。